

前橋市道路の位置の指定取扱要綱

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて道路の位置の指定等を行うことについて、必要な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を図ることを目的とする。

(道路の配置計画)

第 2 条 法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて道路の位置の指定を受けようとする道路（以下「申請道路」という。）は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）第 144 条の 4 の規定によるほか、この要綱の定めるところにより設置するものとする。

- 2 申請道路は、土地利用、交通等の現況及び今後の計画的な市街地形成を十分考慮して、配置するものとする。
- 3 申請道路を利用する敷地は、あらかじめ利用目的、形状及び規模を定めて計画するものとする。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱の適用を受けるものは、申請道路及びその道路に接する敷地と法第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づいて道路の位置の指定を受けた道路（以下「指定道路」という。）とする。

第 2 章 申請方法

(申請)

第 4 条 申請道路の申請は、前橋市建築基準法等施行規則（昭和 59 年前橋市規則第 7 号。以下「規則」という。）第 13 条に定める道路位置指定申請書に建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。）第 9 条に規定する図書のほか、次の表に掲げる関係図書を添えて、市長に提出するものとする。

区分	図書の種類		明示すべき事項	縮尺	備考
前橋市建築基準法施行規則第13条に定めるもの（廃止の場合は○印のもの）	①	現況図	区域の境界、町界、字界、付近の土地の形状及び周辺の公共施設	$\frac{1}{2500}$	都市計画図
	②	土地利用計画図	道路、側溝等の位置及び形状、予定建築物の位置並びに用途	$\frac{1}{250}$	
	3	排水施設計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、水の流れの方向、放流先及び流末方向	$\frac{1}{250}$	
	4	造成計画図	切土又は盛土の部分及び擁壁の位置	$\frac{1}{500}$	切土又は盛土がある場合
	5	造成計画断面図	切土、盛土する前後の断面図及び擁壁の断面図	$\frac{1}{500}$	
	⑥	道路平面図	道路の幅員、延長及び面積	$\frac{1}{250}$	
	7	道路断面図	道路の構造 (横断図、構造図)	$\frac{1}{30}$	
	8	道路縦断図	道路の構造	$\frac{1}{30}$	
	9	実測図	求積表	$\frac{1}{250}$	三斜法
	10	同意書	同意者の印鑑証明書の添付（道路内権利者のみ） 隣地所有者		
	11	排水同意書	水利権者及び水利用者		
	⑫	土地の登記事項証明書	法務局交付の土地の登記事項証明書		
	⑬	公図	法務局交付の公図		
	14	他法令の許可書等の写し	農地法等		
	15	その他市長が必要と認めるもの			
法施行規則第9条	1	承諾書	道路の敷地となる土地に権利を有する者の承諾書		
	2	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		
	3	地積図	縮尺、方位、道路の位置、延長、幅員、土地の境界、地目地番、土地所有者、建築物、工作物の権利者、道路、水路の位置及び土地の形状		

- 2 申請道路による開発面積が1,000平方メートル以上となる場合は、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年前橋市告示第339号）に基づき土地利用計画について宅地開発等事前協議書により市長と協議するものとする。
- 3 申請書の提出は、正本及び副本各1部とする。
- 4 申請道路は、工事完了届の提出時までには測量し、分筆しなければならない。また、分筆後の地積図及び土地の登記事項証明書を各1部提出しなければならない。
- 5 申請者は、申請道路の申請に関する手続を代理者に委任することができる。

（築造承認）

- 第5条 市長は、申請書の内容を審査した結果、指定基準に適合すると認めたときは、規則に定める道の築造承認通知書により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による通知をする場合において、必要と認めたときは条件を付することができる。

（工事監理）

- 第6条 申請者は、申請した道路が道の築造承認通知書どおり築造されるよう工事監理するものとする。
- 2 申請者は、前項の規定による監理をする場合において、工事監理者を指定することができる。

（工事完了届）

- 第7条 申請者は、道路の築造工事が完了したときは、規則に定める道の築造完了届に土地の登記事項証明書、工事の状況写真、公図及び求積図を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の道の完了届を受理したときは、完了検査をし、築造した道路が指定基準に適合するかを確認しなければならない。

（道路の位置の指定）

- 第8条 市長は、現地検査の結果、築造された道路が指定基準に適合すると認めたときは、規則に定める道路位置指定通知書を申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、道路の位置の指定をしたときは、公告するものとする。

（変更又は廃止）

- 第9条 指定道路を変更し、又は廃止しようとする者は、規則に定める私道変更（廃止）承認申請書に私道変更（廃止）承認通知書、現況図、土地利用計画図、道路平面図、申請に係る土地の登記事項証明書及びその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請するものとする。
- 2 市長は、前項の申請を承認しようとするときは、規則に定める私道変更（廃止）承認通知書により申請者に通知するものとする。

(変更及び廃止の制限)

第10条 市長は、指定道路について、法第43条の規定に抵触する建築物の敷地が生じると認めたときは、変更及び廃止を制限しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 この要綱に定める申請を取下げようとする者は、取下げ届を市長に届け出るものとする。

2 市長は、取下げ届を受理したときは、申請書の副本を申請者に返却するものとする。

(維持管理)

第12条 指定道路の所有者は、自らの責任において当該道路を常時適正な状態に維持管理するものとする。

2 指定道路の所有権を譲渡する場合は、新たな権利者がその義務を承継するものとする。

(指定道路の延長)

第13条 既存の指定道路に申請道路を接続させる場合は、道路の位置の指定の公告から1年を経過しなければ申請できない。ただし、既存の開発区域の予定建築物が建築されている場合（建築物に検査済証が交付されている場合又は建築物が登記されている場合をいう。）はこの限りでない。

第3章 技術基準

(接続道路)

第14条 申請道路は、その両端を他の道路（法第42条に規定する道路）に接続させるものとする。

(袋路状道路)

第15条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接したものをいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 延長（申請道路が既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する場合にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの延長を含む。）が35メートル以下の場合【図-1】
- (2) 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合【図-2】
- (3) 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣（昭和45年建設省告示第1837号）の定める基準に適合

する自動車の転回広場が設けられている場合【図－３】
(4) 幅員が６メートル以上の場合

(道路の幅員)

第１６条 申請道路の有効幅員は、次の表に定める有効幅員以上を原則とする。

開発区域の面積	１０００平方メートル以下	１０００平方メートルを超え２０００平方メートル以下	２０００平方メートルを超え３０００平方メートル以下
有効幅員	４．０ｍ	５．０ｍ	６．０ｍ

(道路の延長)

第１７条 申請道路の延長は、起点から終端までの長さとする。

- 法第４２条第２項に規定する道路に接続して申請道路を築造する場合は、道路の延長の起点を道路後退線の位置とする。【図－４】

(道路のすみ切り)

第１８条 申請道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が１２０度以上の場合を除く。）は、角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、すみ切り部分に既存の建築物、堅固な擁壁又はがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるときは、一方の角地の隅角をはさむ辺の長さ３メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。【図－５】【図－６】

- 法第４２条第２項に規定する道路に接続して申請道路を築造する場合のすみ切りは、道路後退線の位置で角地の隅角をはさむ辺の長さ２メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。ただし、すみ切り部分に既存の建築物、堅固な擁壁又はがけ等があり、すみ切りを設けることが著しく困難と認められるときは、道路後退線の位置で一方の角地の隅角をはさむ辺の長さ３メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含むすみ切りを設けたものであること。【図－７】

(道路の勾配)

第１９条 申請道路の縦断勾配は、１２パーセント以下とし、かつ、階段状でないものであること。

- 申請道路の横断勾配は、片勾配とする場合を除き、１．５パーセント以上２．０パーセント以下を標準とする。

(道路の路面)

第２０条 道路の路面は、アスファルト舗装等のぬかるみとならない構造であること。

- 2 道路の縦断勾配が6パーセント以上の場合は、滑り止め舗装等安全上必要な措置を講じること。
- 3 道路を舗装する場合は、「舗装設計施工指針」((社)日本道路協会)に準ずる。
- 4 舗装厚さ等の設計にあたっては、下層路盤工が11センチメートル以上、上層路盤工(粒土調整)が7センチメートル以上、表層工が4センチメートル以上の密粒アスコン構造を標準とする。〔図-8〕

(排水施設)

- 第21条 道路の両側は原則として三面コンクリート溝又は車道用甲蓋付U字溝を設置し、申請道路に接する開発予定区域を含む雨水排水に支障ないようにすること。ただし、幅員が6メートル未満で雨水排水に支障がない場合は、片側側溝とすることができる。また、車道用甲蓋付U字溝には、5.0メートル以内ごとの間隔でグレーチングを設け、ふたは、すべてノンスリップタイプを使用し、騒音防止ゴム付きで施工するものとする。
- 2 既存の指定道路に申請道路を接続させる場合は、既存の開発区域と申請道路に接する開発予定区域を含む雨水排水に支障ないようにすること。
 - 3 排水の流末は原則として溢水等の被害が生じるおそれのない公共の水路等に接続されていること。
 - 4 道路に接する開発予定区域の雑排水等の排水施設は原則として申請道路の排水施設と分離して設置し、その流末は公共下水施設又は公共水路等に接続されていること。
 - 5 排水施設から放流する下水の水質基準は、下水道法及び水質汚濁防止法等関係法令の規定を遵守すること。

(安全施設)

- 第22条 道路が屈曲する場合、がけの上端に道路を計画する場合、その他通行上危険を伴う恐れのある場合は、ガードレール、カーブミラー等適当な施設を設けること。また状況に応じて、転落防止策を講じること。

(その他)

- 第23条 申請者は、申請書を市長に提出する前に申請地周囲の利害関係者と十分協議し、その同意を得るようにするものとする。
- 2 申請者は、申請書を市長に提出する前に市部局の関係各課と事前協議を行うものとする。
 - 3 道路及び開発区域内に都市計画決定又は新設、改良等を要する計画の道路がある場合は、当該道路の計画に適合すること。
 - 4 申請者は、申請道路に接する開発予定区域の画地を狭少又は不整形にならないように配慮するものとする。
 - 5 交通安全施設については、関係機関との協議により設置するものとする。
 - 6 指定道路を寄附する予定の場合は、開発区域内及びその周辺の交通の安全及び

円滑を確保するため、交通規制に関し所轄の警察署長と事前に協議するものとする。

- 7 この要綱に定める基準以外の取扱いについては、別途申請人と協議し決定するものとする。

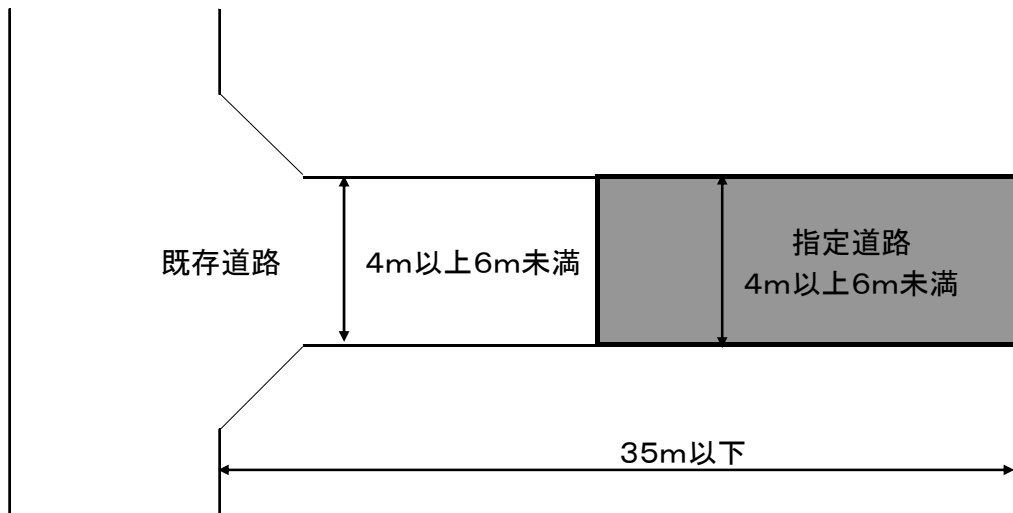
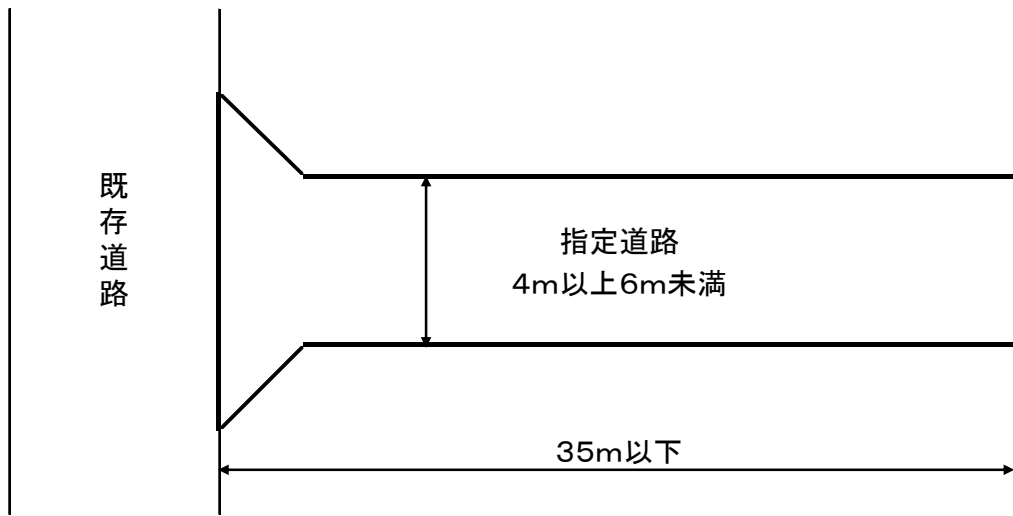
附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

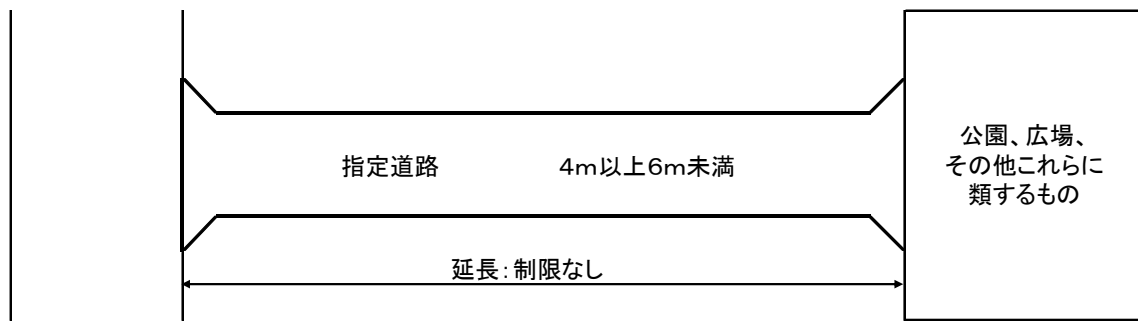
附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

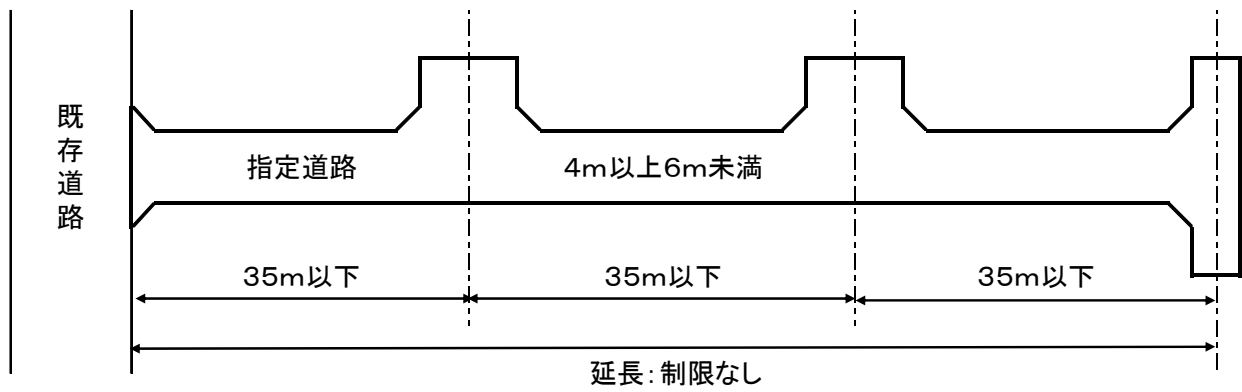
[図-1]



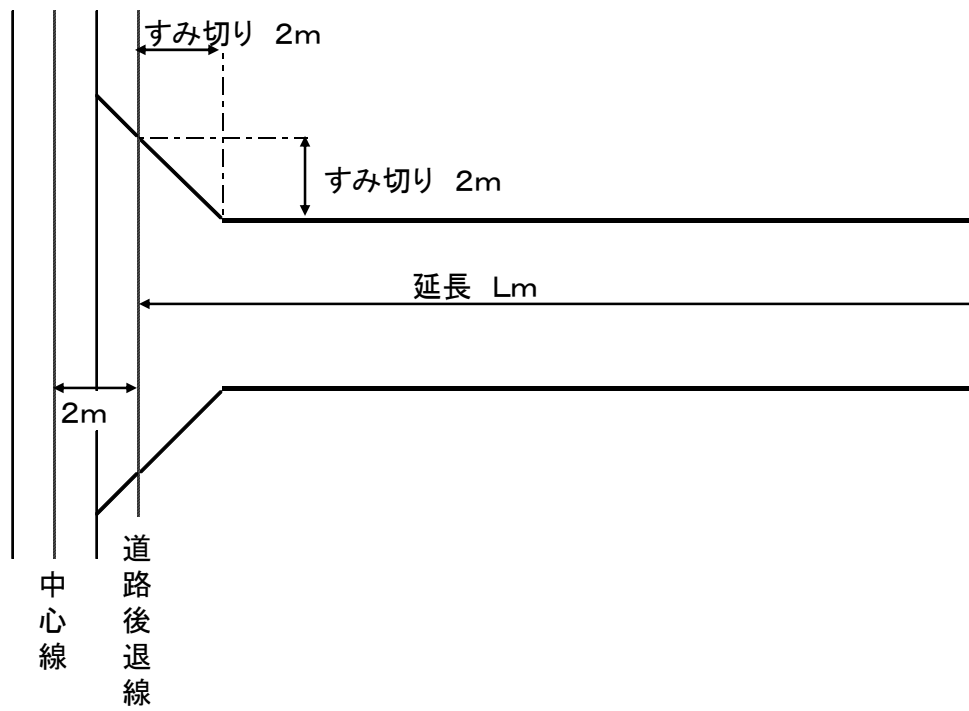
[図－2]



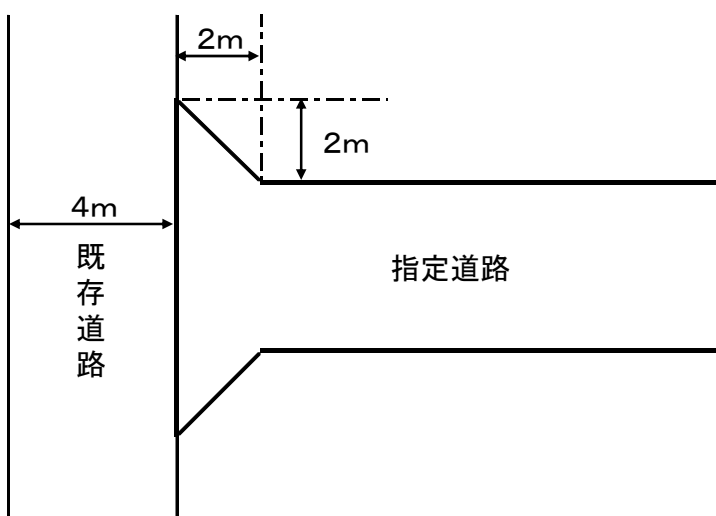
[図－3]



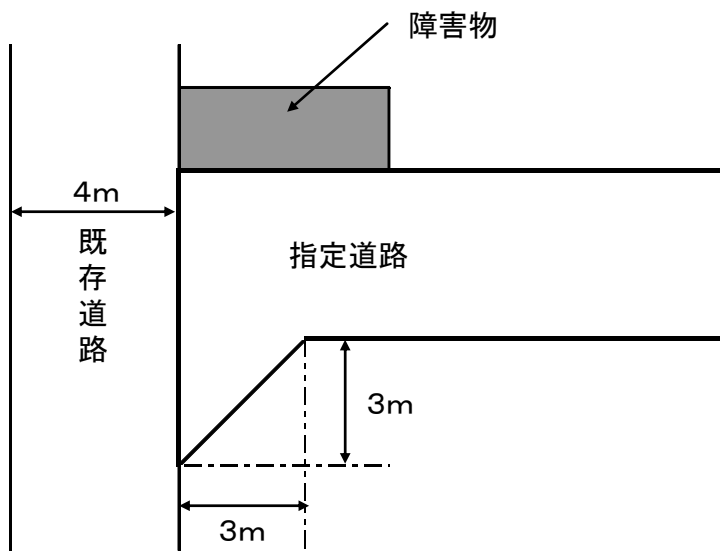
[図－４]



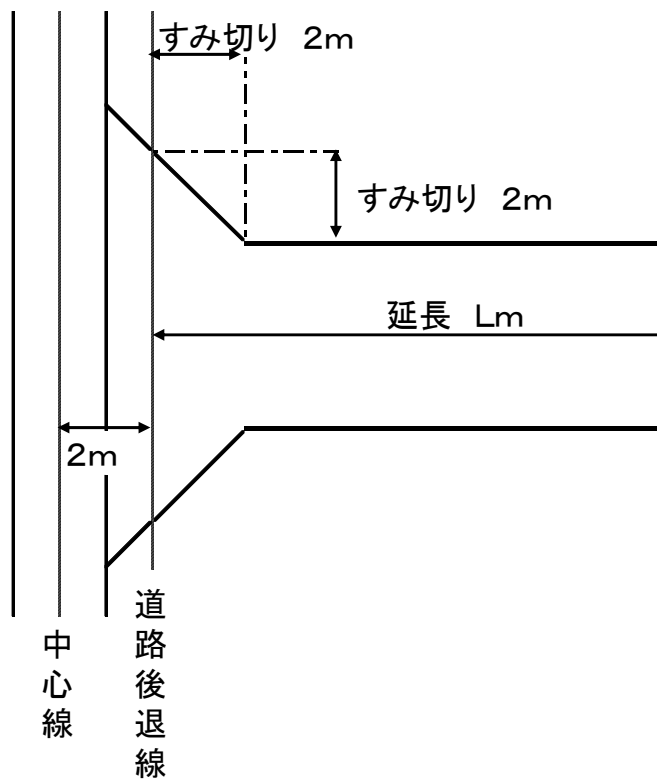
[図－５]



[図－6]



[図－7]



[図-8]



終端転回広場

